通　運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年十月二十八日

海難審判所長　永本　和寿

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六八〇	佐藤　公亮	八・七・一三
二六八一	小城戸　裕晶	〃・〃・二三
二六八二	玉置　裕一	〃・〃・二七
二六八三	片田　政治	〃・九・二七

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	
一四〇〇	東　攻	八・八・一二	死亡

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,165円」を「１時間1,221円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,161円」を「１時間1,216円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,185円」を「１時間1,240円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（令和７年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月28日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,197円」を「１時間1,258円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

国家試験

令和８年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第一条の二の規定に基づき、令和８年11月22日に実施する令和８年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年10月28日

文部科学大臣　関　芳弘

（試験日11月22日）

試験地	試験会場
北海道	北海学園大学豊平キャンパス　札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
岩手県	岩手大学上田キャンパス　盛岡市上田３丁目18番８号
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地２号
東京都	学習院大学目白キャンパス　豊島区目白１丁目５番１号
	大正大学巣鴨キャンパス　豊島区西巣鴨３丁目20番１号
	日本大学経済学部３号館　千代田区西神田１丁目２番５号
	日本大学経済学部本館　千代田区神田三崎町１丁目３番２号
	明治大学和泉キャンパス　杉並区永福１丁目９番１号
神奈川県	横浜市立大学金沢八景キャンパス　横浜市金沢区瀬戸22番２号
新潟県	新潟青陵大学　新潟市中央区水道町１丁目5939番地
石川県	石川県地場産業振興センター　金沢市鞍月２丁目１番地
静岡県	秀英予備校静岡本部校　静岡市葵区鷹匠２丁目７番１号
愛知県	愛知大学名古屋キャンパス　名古屋市中村区平池町４丁目60番６号
大阪府	大阪商業大学　東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
	大阪電気通信大学寝屋川キャンパス　寝屋川市初町18番８号
兵庫県	神戸市外国語大学　神戸市西区学園東町９丁目１番地
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	英明高等学校　高松市亀岡町１番10号
愛媛県	人間環境大学松山道後キャンパス　松山市道後樋又９番12号
福岡県	久留米大学御井キャンパス　久留米市御井町1635番地
	福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
鹿児島県	鹿児島大学郡元キャンパス　鹿児島市郡元１丁目21番24号
沖縄県	ＫＢＣリゾート・エアライン＆ブライダル専門学校　那覇市金城５丁目８番６号

法務省告示第百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国において弁護士に相当する資格を取得している者としての外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名	丁　恒
生年月日	千九百八十一年五月七日

法務省告示第百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州においてその弁護士に相当する資格を取得している者としての外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名	髙橋　大悟
生年月日	千九百八十八年十一月十三日

法務省告示第百六十八号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、大韓民国において弁護士に相当する資格を取得している者としての外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十八日

法務大臣　山下　貴司

氏名	李　大鉉
生年月日	千九百八十七年七月六日

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７４６６号

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
申立人　株式会社三井住友銀行
本籍名古屋市北区楠味鋺四丁目2233番地
最後の住所名古屋市北区楠味鋺四丁目2220番地
死亡の場所愛知県名古屋市北区
死亡年月日令和７年７月28日
出生の場所愛知県名古屋市北区
出生年月日昭和48年10月14日
職業　会社員　被相続人　亡　加藤　勝美
事務所名古屋市中区丸の内二丁目２番５号　丸の内ヒビノオフィスラインズ３階Ａ号室　弁護士法人Ｂｒｉｄｇｅ　Ｒｏｏｔｓ　ブリッジルーツ名古屋
相続財産清算人　弁護士　積木　丈典
催告期間満了日　令和９年５月28日

名古屋家庭裁判所